

議会運営委員会記録

1 日 時 平成31年3月18日（月曜日）

開 会 午後2時46分

閉 会 午後3時33分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 堀 江 かず代

委 員 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 高 道 秋 彦

// 東 篤

// 成 田 光 雄

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	木 下 章 広
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	島 静一
事務局次長	岡地 聡
参事（庶務課長）	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課議事係長	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優
議事調査課主任	平野 霞
議事調査課主事	平瀬 航

7 参考人として出席した者

松 原 和 仁

8 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（11名）について諮る
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に高道委員、東委員を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
初めに、協議事項1番目の本委員会に付託されました陳情の審査を行います。
平成31年分陳情第3号「富山市議会基本条例制定に関する陳情」を議題といたします。
陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 それではここで、参考人として、本陳情の代表陳情人である松原 和仁君をお呼びし

ておりますので、しばらくお待ちください。

〔参考人着席〕

委員長

本日は、御多忙のところ、当委員会の求めに
応じて、御出席いただき、ありがとうございます。
ございます。

この後、参考人より陳情の趣旨等をお聞きし、
その後、委員から参考人に質問がある場合は、
それに答えていただくという形で意見聴取を行
いますので、よろしくお願
いします。

なお、参考人に申し上げますが、発言につ
いては、委員長の許可を得た後に簡潔・明瞭
をお願いします。

また、参考人から委員に対して質問をする
ことはできませんので、御了承願います。

なお、委員各位に申し上げますが、詰問的
な内容や追及的な口調での質問はされない
ようお願いいたします。

それでは、参考人から御意見をお聞かせく
ださい。

参考人

今回、このように意見を述べる機会を与え
ていただき、感謝申し上げます。

平成31年1月17日に開催された議会改
革検討調査会の結論―議会基本条例制定に

については保留するというこゝを耳にしたとき、富山市議会はこのままではいけないと、私はとっさに思いました。

まさに、鉱山の炭鉱でカナリヤがいち早く毒ガスをキャッチするようなものです。

それから数日、市民の生の声を議会に届ける方法を考えました。まず、数人の陳情で市民の気持ちを議会に示すしかないと思い、今3月定例会に間に合うよう、賛同署名を集め始めました。

先月、2月22日から26日までの5日間で、179名の署名が集まりました。ここに5日間で届いた書類があります。

正直、その数に驚きました。富山市民の、議会を何とかしなければという、うめくような思いを見ました。もしもことしの6月定例会までこの賛同者を募るとすれば、何千人という署名が集まることでしょう。

ところで、皆さん御承知のとおり、去る1月30日に、元市議5名、現市議1名が富山県警より検察庁へ書類送検されました。富山市民はもとより、市外、県外の人々は、富山市議会は一体どうなっているのだという疑念を持っています。そもそも、その議員を選んだ富山市民も問題になっています。今、富山市議会に問われている早急の課題は、市民に対し、早急に信頼と安心を与え

ることです。

富山市議会は足踏みしている場合ではありません。もう2年半前からボディーブローを受けているのです。倒れないように立ち上がってください。

そのためには、議会基本条例制定に向けてのプロジェクトを立ち上げることを表明してください。今すぐです。

旧約聖書には「すべてのわざには時がある」と書いてあります。

さて、富山県内10市のうち、既に8市が議会または自治基本条例を制定しております。氷見市も今年度制定の動きがあります。残るは富山市だけであります。ちなみに、隣の県の金沢市と新潟市は既に制定済みです。

先週末、県内のある市の元議会事務局幹部の話をお聞きしました。その方はこうおっしゃいました。「富山市議会は県内の議会の中で長男のようなものだ。我々は次男、三男、その他だ。長男は見本となり、頼りにならないといけない」とつぶやかれました。

私は、議会基本条例の意味や役割を今さらここでは述べません。ただ、例えをお話します。

民間企業の経営ビジョン、あるいは企業理念は、従業員と顧客、社会に対して夢と希

望と活力を与えています。

また、病院で例えると、玄関前に掲げてある、あるいはパンフレットに書いてある理念を読んで、患者は安心して受診したり、手術室に入っていきます。

最後に申し上げます。議員の皆さん、市議会への不信を立て直すには、高い倫理性をうたった議会基本条例をつくることです。それは、富山市議会のイノベーションとなることでしょう。

今回の我々の陳情を安易に先送りすることなく、今定例会で採択してください。たった5日間で、連名者179名を募っての提出であった意図を十分に酌み取ってください。

もし先送りの場合は、不作為による違法状態が発生するようなものです。会派の決定にこだわることなく、各人が議員としての自覚のもと、本当の勇気を持って判断し、決断することがプロとしての政治家です。20世紀の社会学者、マックス・ヴェーバーが、その名著である「職業としての政治」という本の中で語っている判断力、責任力を発揮してください。

今、議員の皆さんお一人お一人がその判断力を発揮する最大、最高のチャンスが与えられているはずです。よろしく願いいた

します。

以上をもって、私の意見陳述といたします。
まことにありがとうございました。

委員長 委員の皆さんから、参考人に対して何か質問等はありませんか。

柞山委員 富山市議会ではこれまでも、こうした参考人をお呼びして御意見を聞いたことが、過去に何度かあります。

当然、市民から提出された請願・陳情を市民の政策提案と受けとめて、必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けてきた次第であります。

今回、松原参考人には大変お忙しいところおいでいただき、感謝を申し上げます。

思いのほか詳しく述べられたわけですが、平成31年分陳情第3号についての確認です。陳情文書表には趣旨として2つ書いてあります。「(1)富山市議会基本条例制定に向けて、市民をも含めた特別委員会設置など、早急に具体的行動を起こすこと。

(2)制定しない場合は、市民に対し、制定しない理由を説明すること」、

この2点が趣旨であることを確認させていただきたいと思います。

委員長 参考人、今、柝山委員から質問がありましたが、それに対してははっきりと申し述べてください。

参考人 本陳情の趣旨は、第1に、富山市議会基本条例制定に向けて市民をも含めた特別委員会設置など、早急に具体的行動を起こすことです。
第2に、制定しない場合は、市民に対し、制定しない理由を説明することです。

柝山委員 ただいま、2点について確認させていただきました。
議員として少しなじまない言葉があるので確認させてください。
1番目の富山市議会基本条例制定に向けて市民を含めた特別委員会設置と書いてありますが、市民を含めた特別委員会とは、どういう委員会を指すのか、具体的にお伺いしたいと思います。

参考人 基本的には、議会は議員で構成しているわけですが、ここにはやはり市民もかかわるべきです。
議会と市民、議員と市民、そういう面で利害関係があるといいましょうか、策定のプロセスの中で、やはり市民の意見を聞きた

めに、市民をも含めたほうがよいと思います。

柞山委員 ただいま松原参考人からお伺いした内容には、その特別委員会に市民を入れるのか、審議する過程で市民の意見も入れるということなのか、2通りあるように感じますが、どちらですか。

参考人 一応、どちらでも一私は今、意見陳述でプロジェクトという言い方もしました。ですから、ここら辺のプロセス—具体的な方法論ですね、それは議員の方々に決めていただいていいと思います。
ここで書いた陳情における私の気持ちは—陳情者は、市民をも含めたという思いを持っております。

委員長 その他、何か質問等はありませんか。

江西委員 江西と申します。少し質問させていただきます。
陳情文書表の表面の下から4行間の中に、議会の共通認識がないままというふうなことで、その共通認識がこの議会基本条例だというふうに松原参考人はお考えだと思うのですが、このたび、一連のいろいろなこ

とがありました。

私どもの会派の議員は、本当に、一般の普通の市民が政策を動かそうと思って立候補して出てまいった次第です。

私どもは、つい二、三年前までは、政治を語ることもほとんどなかったわけですが、そういった市民の思いを持って議会へ上がってきました。

やるべきことは一私どもは、市議会議員の仕事というものは、やはり行政のチェックと政策の提案だということを強く—これは私どもの会派の議員は、全員そのように思っていると思います。

そういった、そのときそのときで、これではだめだと思って市民が議会へ上がってきて、議会を行った場合、議会運営が変わってくるのも当たり前前だというふうに思います。

それは、私ども市民の意見が反映するからであります。

陳情文書表の中に、「その時その時の議員や会派の意向で議会運営が変わってしまう。そこには、市民の意見や意志が反映しなくなります」とあるのですが、この表現そのものが、今の私どもの考えからすると、逆さまの認識を持つわけです。

松原参考人はどのようにお考えになってこ

の文章を書かれていますか。

参考人

あくまで、議会基本条例は、議会の運営及び議員間あるいは市民間の基本的なことなのです。だから、その時々の方々の市民の意見を聞くのは当然のことですので、反映しています。

でも、ここで言う議会基本条例の意味づけというのは、私はその時代だけの、流れのものだけではなく一議員も流れに乗るだけではなく、もっと根本的に、議会と市民という基本的な一民主主義の基本といたしますか、動じない、そういう根幹があると思うのです。私はそういうふうに思っています。表面的な一水の表面の波だけではなくて、その水の下にある基本的な議会という、それが、私は議会基本条例の中に含まれるものと考えております。

江西委員

もう1点、ぜひお聞きしたいのですが、松原参考人は、こういった市政についても大変関心をお持ちだと思えます。

2年前から私どもの会派を中心に傍聴人数が、ものすごく増大しているという事実については御存じでしょうか。

これは、市民の方が大変関心を一以前に増していい意味で関心が広がっている現象だ

というふうに理解しているのですが、そういった流れがあるということについては御存じでしょうか。

参考人 はい。当然、さまざまな問題が出ておりますので、市民は、関心は持っておりますが、なかなか市民の思いが伝わっていないことも事実です。
ですから、傍聴人もさらにたくさん増えるべきだというふうに、私は思っています。

委員長 それでは、ほかにありませんか。

堀江委員 ありがとうございます。
請願・陳情は、それぞれ住民の要望を議会に反映させるものでございます。
請願というのは、憲法第16条の国民の基本的人権の1つとして保障される請願権に基づくものでございます。
陳情というのは、法律で保障された権利の行使として行われるものではなくて、事実上の行為として行われるものでございます。
そこで、松原参考人はなぜ陳情にされたのか伺います。

参考人 かつて、私は請願を出したことがあります。
請願の場合は、私の個人的な考えでは、二、

三人の名前を書いて、紹介議員を通じると
いうふうに解釈をしています。

今回の場合は、やはり私だけではなくて、
多数の市民の名前を書くには、請願よりも
陳情という形のほうが便利ではないか、簡
易ではないかと考えました。

今3月定例会が始まるまで、わずかな期間
しかなかったものですから、陳情という形
で、私たちが持っている参政権を行使しま
した。

委員長

ほかにはないようですので、以上で参考人
に対する意見聴取を終わります。

松原さんには、本日はお忙しい中、当委員
会に御出席いただき、ありがとうございました。

それでは、参考人は御退席ください。

〔参考人退席〕

委員長

次に、本市議会における議会基本条例につ
いての検討の経緯を事務局より説明させま
す。

議事調査課長

それでは、議会基本条例に関する協議など、
議会全体として、これまで取り組んできた
経緯について御説明いたします。

まず、議会基本条例につきましては、これまで議会改革検討調査会が中心となって協議などが行われてきております。

平成29年の改選後の議会改革検討調査会で、この議会基本条例が新たな検討項目として提案されまして、同年の8月29日に開催されました議会改革検討調査会におきまして、市議会全体としての勉強会や他都市の状況の視察などを行いながら議論を深めていくこととするとされたところであります。

その後、同年12月20日に、議長主催による議会基本条例に関する議員研修会を開催いたしました。お二人の講師をお招きいたしまして、議会基本条例の意義や目的、課題、問題点について御講演をいただき、その後、質疑・応答を実施いたしました。平成30年度に入りまして、7月18日に開催されました議会改革検討調査会で、この議会基本条例が今年度の検討項目として位置づけられました。

同年8月8日から8月10日にかけては、議会基本条例を制定している都市、制定していない都市で、議会改革に先進的に取り組んでいる都市の視察を実施いたしました。

また、その後の11月16日に開催されま

した議会改革検討調査会では、この先進都市視察を踏まえて意見交換を行いました。ことしに入りまして、1月17日に開催されました議会改革検討調査会で、議会基本条例が協議事項として協議されました。協議結果は、議会基本条例制定について、賛否双方の意見に加えまして、議会として一致団結しようという機運のない本市議会の現状においては、制定の可否を決定する段階にはないという意見もあり、ここでの結論を見送るとともに、最終決定する各派代表者会議におきましても、結論を見送ったという議会改革検討調査会の協議結果を確認したところでございます。

その後、2月21日に開催されました議会改革検討調査会では、来年度の協議事項を確認しまして、議会基本条例をまずは優先的に協議していく項目の中の1つとし、3月1日に開催されました各派代表者会議におきましても、そのとおり確認されたところでございます。以上でございます。

委員長 それでは、本陳情について御意見等はありませんか。

柞山委員 今ほど、松原参考人からのお話でも陳情の内容が申し述べられました。

また一方で、今ほど福原議事調査課長から、今までの議会基本条例に関する項目について、以前から設置してあった議長の諮問機関である議会改革検討調査会での、平成29年の改選後の行程というか、流れをるる説明していただいたところであります。

これは、御説明によると、平成29年の改選前から設置してある調査会でありまして、御説明のとおり、この調査会は、議長の諮問機関として設置してあるわけです。

そして、この答申は全て、そのまま議長に答申をし、それぞれの項目によって、議会運営委員会、あるいは各派代表者会議に諮り、最終決定をするという流れになっております。

今ほど、福原議事調査課長から説明があったとおり、議会改革検討調査会では、議会基本条例について何度も調査をし、現地視察もして、意見調整を図り、あるいはその必要性なりを探求してまいりました。

その経過では、やはり議会基本条例は1つの通称であって、中身が多岐にわたるわけです。

先ほど、富山県議会が議会基本条例を制定されたと言われました。

富山県議会基本条例は、まさに憲法にのっとり、その精神にのっとり定められた議員、

議会、県民の間を再確認する指針というふうになっております。

ですから、通常の市政報告会だとか、こういった具体的な項目には触れておりません。1つの例であります。こういう形で議会基本条例といっても、中身も相当、多様性に富んでいます。

私どもの市議会は、この調整のために議論してきたわけですが、相当の隔たりがあるということが、今現在確認されているところであります。

次年度からは、この細かいところについて、多分、一つ一つ審議されていくと思います。そういうことが作用しながら、全体的にどうあるべきかということが、結審していくことになるだろうというふうに想定をしております。

これまでの流れ、今後の思いも語りながら、今回のこの趣旨について、先ほども松原参考人にお伺いしたところですが、実は、議会において市民を含めた特別委員会の設置というのは、過去にありません。

ましてや委員会条例等にも全くないわけでありまして、規定の全くないルールに従った委員会の設置等については、もとより考えられる理由にはならないということになります。

思いはことのほかよくわかるのですが、この趣旨の2つ目については、1つ目がかなわなかったら、市民にその理由を述べよということですから、今お話ししている流れの中で、理由について察知していただければありがたいなというふうに思っております。

重ねて申し上げますが、市民を入れた議会での特別委員会はありませんので、この陳情については、不採択だと私は判断しております。

江西委員

私からも考え方についての話をさせていただきたいと思います。

実は、私どもも補選で当選してから、当初この議会基本条例というものは、こういった議会改革に役立つ条例であると思い、私どもの会派の中でも、新人も含めて、概ねこれを前向きに捉えようということで、調査・研究をこの2年間してまいりました。ただ、それぞれの考えが全くばらばらでありますので、私の考えが決して正しいわけでも何でもありませんが、この研究をしていく中で、違和感のあることがたくさんでございました。

どうしてここはこういうことをやるのだろうということも多く、今、柞山委員からも

言われましたが、これは集合体です。

その中でも、例えば反問権ですとか、既に私どもの富山市議会でも採択されているものがあるわけです。

それ以外にも、どの議会でも同じように、機能していない条項がたくさん含まれていて、これはどうしてなのか、ずっと疑問に思っておりました。

いろいろ勉強していく中で、議会基本条例は、もともと財政破綻した夕張市の隣の栗山町議会ですべて初めてできたということがわかりました。

そもそもの流れは、地方自治総合研究所が、この議会基本条例というものを提唱していて、非常に一学者が提唱するというスタイルがあり、思想的な部分も含まれていました。

この是非は別としまして、その中で、二元代表制という言葉も、議会基本条例と同様に一二元代表制は、三重県の当時の議会事務局の方が、初めてこの言葉を法的に、正式に使ったと書物でも読みました。

この二元代表制というのは、行政トップの市長に対峙する活動を、議会が行っていくということです。

先ほど言いましたように、行政のチェックと政策の提案が、私ども議会の仕事だとい

うふうに思っておりましたが、時には議会で議決して、当局と真っ向から対立するような政策も出していこうという流れが、実際に三重県議会ではあったようです。

そういったことにもチャレンジしていますので、例えば、議会報告会というものもそうですし、議員間討議、反問権、また、議会事務局をなぜ強化しなければならないのかということもそうです。議会図書館を一私も、なぜ議会図書館をこんなにお金をかけてよくしなければならないのか、また、学者を呼ぶ公聴会を催さなければならないといったように、どこの議会基本条例にも概ねこういうことが含まれているわけです。

これがなぜかということを読み解きますと、やはりこれは市長に対峙する、政策を提案することが目的だからだというふうに思ったわけです。

そうなりますと、これは議会改革が目的というよりは、地方議会そのものの改革の念が非常に高いのではないかというふうに思いました。

その中で、例えば富山でも、先ほど長男という表現があったわけですが、私はその点についても、そういった、とりあえず、議会基本条例を採択すれば、改革をしたふりができるというふうなことでやっている議

会がどこかにあるのではないだろうかと強く思うわけです。

例えば—これはちょっと不適切な表現になるかもしれませんが—高岡市議会は、平成24年に議会基本条例を採択しておりますが、昨年度、財政面で大変厳しくなったというのは、皆さん周知のとおりです。

議会改革が最も進んでいると言われている大津市議会では、昨年、市民センターの閉鎖に反対する市民1万5,000人分の署名を受け取らないという、大変な政治的な問題を起こしました。

この大津市議会では、議会報告会を開催しておりますが、公開されている議事録は平成25年から変わっておりません。

また、3年前から議長の所信表明をしておりますが、3人とも、まず1番は議会改革をしますと。マニフェスト大賞で賞をとった議会を—これからもますます議会改革をしていきたいと述べています。

要は、目的が市民のためではなくて、議会改革のためにかまけているがために、もしかしたらそういう事実を起こしたのではないかなというふうに思うところもあるわけです。

私は決して消極的だとか改革をとめたいということではなくて、議会基本条例そのも

のが、市民のために役立つ議会改革なのかどうかということもまだまだ研究しなければならないというふうに私どもは考えております。

ですので、議会基本条例が採択されることを、何か別の意図があってとめているとか、そういったことではなくて、私たちが勉強した考えの中で、これは現在の富山市議会にそぐうものかそぐわないものか、しっかりと、まだまだ研究をするべきであるというふうに考えております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、引き続き、審査を続けます。

これより、平成31年分陳情第3号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

それでは、平成31年分陳情第3号についてお諮りいたします。

本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

賛成少数であります。

よって、平成31年分陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

次に、協議事項2番目、各会派で、御検討をいただくことになっておりました、意見書・決議についてであります。

それでは、各会派で、御検討いただきました結果を順次、お聞かせください。

まず、1番目の「キャッシュレス社会の実現を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

堀江委員 賛成です。

東委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、2番目の「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 賛成です。

東委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、3番目の「食品ロス削減に向けての取り組み促進を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 賛成です。

東委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、4番目の「農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 調査・研究です。

東委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、5番目の「統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 反対です。

堀江委員 反対です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては

議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、6番目の「沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 反対です。

堀江委員 反対です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、7番目の「拙速な日米貿易交渉に反対し、徹底審議と情報公開を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 反対です。

堀江委員 反対です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、8番目の「国有林伐採を民間開放する「国有林野管理経営法改正案」に反対する意見書」について、御意見をお聞かせく

ださい。

高田委員 反対です。

堀江委員 反対です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、9番目の「児童虐待防止対策の推進を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 賛成です。

堀江委員 賛成です。

東委員 賛成です。

委員長 全会一致でありますので、議運として議員提出議案とすることに決定いたしました。

次に、10番目の「日米地位協定の抜本改定を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 反対です。

堀江委員 反対です。

東委員 賛成です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

最後に、11番目の「全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 反対です。

堀江委員 反対です。

東委員 賛成です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

それでは、ここまでの協議内容及び今定例会最終日に議員提出議案として措置される「会議規則の一部改正」及び「総合計画の議決に関する条例制定」並びに「市長専決処分事項の指定」の提案者も合わせて、事

務局から確認させます。

議事調査課長 それでは、ただいまの協議結果について報告させていただきます。

全会一致となりましたものは、11項目ありましたうち、9番の1件でございます。

全会一致とならなかったものは、1番から8番、10番、11番でございます。

次に、全会一致のものにつきまして、議会運営委員会の委員の中で御提案いただいておりますので、提案者を発表させていただきます。

9番目の「児童虐待防止対策の推進を求める意見書」につきましては、議員提出議案第2号で、押田委員から提案をお願いいたします。

次に、富山市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件につきましては、議員提出議案第3号、富山市総合計画の議決に関する条例制定の件につきましては、議員提出議案第4号、議会の権限に属する事項中、市長の専決事項の指定の件につきましては、議員提出議案第5号で、この3件を一括いたしまして、柞山委員から提案をお願いいたします。以上でございます。

委員長 ただいまの説明のとおり措置することとし

てよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。
最後に、今定例会最終日に当局から追加提案されます「包括外部監査契約締結の件」及び「公平委員会の委員選任の件」につきましては、所管の総務文教委員長から、委員会付託を省略することと決した旨の報告がありましたので、当日は提案理由説明、質疑の後、委員会付託の省略を諮り、討論・採決を行いますので、御承知おき願います。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、今定例会最終日の3月25日（月曜日）午前9時から7階議会会議室にて行い、当日の本会議の進め方について確認いたしますので、よろしく願います。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

平成31年3月定例会
(平成31年3月18日)

議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 高 道 秋 彦

署名委員 東 篤